

【大気汚染防止法】

①ばい煙発生施設設置(使用・変更)届出書

名称	大気汚染防止法 ばい煙発生施設設置(使用・変更)届出書
概要	大気汚染防止法第6条第1項の規定による、ばい煙発生施設の設置(使用・変更)届出
提出書類	大気汚染防止法 ばい煙発生施設設置(使用・変更)届出書
提出書類(紙文書)	<ol style="list-style-type: none">1. 工場・事業場の案内図2. 発生施設・処理施設の配置図3. 発生施設・処理施設等の操業系統概要図4. 発生施設の構造図(カタログ可)5. 処理施設の構造図(カタログ可・測定孔記入)6. ばい煙の計算書7. 発生施設・処理施設のばい煙に係る保証書8. 使用原燃料の成分分析表
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	設置の60日前まで
提出者	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置者 (窓口を持参するのはどなたでも構いません)

②ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)使用廃止届出書

概要	ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)の使用を廃止した場合に提出する廃止届
提出書類	廃止届(ワード:67KB)
提出書類(紙文書)	ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)・処理施設の配置図
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	廃止から30日以内
提出者	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)の設置者 (窓口を持参するのはどなたでも構いません)

③一般粉じん発生施設設置(使用・変更)届出書

概要	大気汚染防止法第 18 条第 1 項の規定による、一般粉じん発生施設の設置(使用・変更)届出
提出書類	大気汚染防止法 一般粉じん発生施設設置(使用・変更)届出書
提出書類(紙文書)	<ol style="list-style-type: none">1. 工場・事業場の案内図2. 一般粉じん発生施設の配置図3. 一般粉じんの処理防止施設配置図4. 一般粉じんの発生処理の操業系統概要図5. 一般粉じんの発生施設の構造図(カタログ可)6. 一般粉じんの処理防止施設の構造図(カタログ可)
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	設置工事着手前まで
提出者	大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の設置者 (窓口に持参するのはどなたでも構いません)

④特定粉じん発生施設設置(使用・変更)届出書

概要	大気汚染防止法第 18 条の 6 第 1 項の規定による、特定粉じん発生施設の設置(使用・変更)届出
提出書類	大気汚染防止法 特定粉じん発生施設設置(使用・変更)届出書
提出書類(紙文書)	<ol style="list-style-type: none">1. 工場・事業場の案内図2. 特定粉じん発生施設の配置図3. 特定粉じんの処理防止施設配置図4. 特定粉じんの発生処理の操業系統概要図5. 特定粉じんの発生施設の構造図(カタログ可)6. 特定粉じんの処理防止施設の構造図(カタログ可)
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	設置の60日前まで
提出者	大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設の設置者 (窓口に持参するのはどなたでも構いません)

⑤特定粉じん排出等作業実施届出書

概要	大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項(第 2 項)の規定による、アスベストを含有する建築物の解体等を行う際の届出
提出書類	大気汚染防止法 特定粉じん排出等作業実施届出書
提出書類(紙文書)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定粉じん排出等作業の対象建物の概要、配置図及び付近の状況 2. 届出対象特定工事の工程の概要を示した工事工程表で、特定粉じん排出等作業の工程を明示したもの 3. 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分の見取り図 4. 作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取り図 5. 環境測定を行う場所、回数、測定業者等を記載したもの 6. 廃棄物処理(処理方法の概要、収集運搬・処分業者等)を記載したもの 7. 集じん・排気装置の 1 時間あたりの換気回数を示す計算書 8. 届出対象特定工事を施工する者(下請負人が作業を実施する場合は当該下請負人)の現場責任者の氏名及び連絡場所を記載したもの 9. 事前調査結果
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	特定粉じんに係る作業の 14 日前まで
提出者	大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の工事の発注者又は自主施工者(窓口に持参するのはどなたでも構いません)

⑥特定粉じん排出等作業完了報告書

概要	大気汚染防止法第 26 条第 1 項の規定による、アスベストを含有する建築物の解体作業の完了報告書
提出書類	大気汚染防止法 特定粉じん排出等作業完了報告書
提出書類(紙文書)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分の見取図(主要寸法及び特定建築材料の使用箇所、前室、負圧集塵機の位置を記入したもの) 2. 特定工事の工程の概要を示した工事工程表で、実際に特定粉じん排出等作業を行った工程を明示したもの 3. マニフェストの写し(A 票・E 票)又は電子マニフェスト(電子マニフェストの場合、運搬及び最終処分が終了したことが分かる受渡確認票又は一覧表を JWNET から印刷) 4. 特定粉じん排出等作業の写真(作業前・作業中・作業後・測定・廃棄等) ※立入検査で指摘事項があった箇所は改善後の写真 5. 環境測定を実施した場合、その結果 6. 作業場の負圧確認、集じん・排気装置の正常稼働確認結果の記録簿(解体作業のみ)
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)

提出時期	特定粉じん排出等作業完了後遅滞なく
提出者	大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の発注者又は自主施工者 (窓口に持参するのはどなたでも構いません)

⑦揮発性有機化合物排出施設設置(使用・変更)届出書

概要	大気汚染防止法第 17 条の 5 第 1 項の規定による、揮発性有機化合物排出施設の設置(使用・変更)届出
提出書類	大気汚染防止法 揮発性有機化合物排出施設設置(使用・変更)届出書
提出書類(紙文書)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工場・事業場の案内図 2. 排出施設・処理施設の配置図 3. 排出施設・処理施設等の操業系統概要図 4. 排出施設・処理施設の構造図(カタログ可・測定孔記入) 5. 排出施設の構造図(排出ガスの流れ、送風機の位置などを示したもの) 6. 排出施設の構造図(送風機の仕様書等) 7. 排出ガスの計算書 8. 排出施設・処理施設の揮発性有機化合物に係る保証書
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	設置の60日前まで
提出者	大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設の設置者 (窓口に持参するのはどなたでも構いません)

⑧水銀排出施設設置(使用・変更)届出書

概要	大気汚染防止法第 18 条の 23 第 1 項、第 18 条の 24 第 1 項、第 18 条 25 第 1 項の規定による、水銀排出施設の設置(使用・変更)届出
提出書類	大気汚染防止法 水銀排出施設設置(使用・変更)届出書
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	設置の60日前まで
提出者	大気汚染防止法に基づく水銀排出施設の設置・使用・変更者 (窓口に持参するのはどなたでも構いません)